

パブリックコメントにおける意見等の概要及び市の考え方

1 募集期間

令和5年9月19日（火）から10月18日（水）まで

2 募集方法

- (1) 市ホームページ及び市公式SNS
- (2) 窓口（環境・地域エネルギー課、行政情報コーナー及び各地域づくりセンター）

3 実施結果

(1) 件数

39件（10人）

(2) 提出方法

- ア 窓口持参 10件（3人）
- イ 郵送 7件（2人）
- ウ FAX 3件（1人）
- エ 電子メール 19件（4人）

(3) 意見等に対する対応

区分	件数
ア 反映する意見	11件
イ 趣旨同一の意見	4件
ウ 参考とする意見	12件
エ 対応が困難な意見	10件
オ その他	2件
計	39件

【参考】 意見の取扱区分

区分	内容
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正するもの
イ 趣旨同一の意見	意見等と同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの
ウ 参考とする意見	今後の参考とするもの
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの
オ その他	その他の意見

4 意見等の概要及び市の考え方

(1) 全般に関する意見

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	全般	松本市の条例案では太陽光発電事業に対する規制が不十分であり、白馬村のように野立てのソーラー発電事業は原則全面禁止にするべきである。	【対応が困難な意見】 実現条例に沿うよう、不適切な導入を排除し、適切な導入を促すものとします。
2	全般	今、日本では再生可能エネルギーとして太陽光パネルがあちらこちらの森や空き地で見かけることがあります。 福島第一原発事故後、いったんはすべての原発の稼働が止まりました。それでも電気は足りていました。 最近では再稼働も進み、さらに太陽光パネルに頼らなくても電気は足りているのではないのでしょうか？	【参考とする意見】 実現計画では市域において再エネ自給率を2050年までに100%にすることを目標としていることから、更なる再エネ導入は不可欠です。
3	全般	そもそも太陽光発電パネルの製造から廃棄(現状は埋め立てするしかない)までの全過程における二酸化炭素排出量、廃棄物パネルの残存や埋立てによる環境破壊および回復にむけたコストを考えているのか。また、長野県内市町村の条例、既に太陽光発電パネルにより大幅な景観破壊が進行してしまった実例を有する山梨県の各市町村の条例を良く比較検討し、市民の立場にたって条例を考えて下さい。	【参考とする意見】 太陽光発電のリサイクルや廃棄がゼロカーボン実現に向けた支障とならないよう、内容を確認した上で許可を出すこととします。また、近年に制定された他自治体の条例を参考にしています。
4	全般	野立て禁止に賛成します。太陽光発電はいい。自然環境など、いつまでも田風景を残してほしい、田に季節の花を植えるなど(ヒマワリ、レンゲ畑、コスモスなど)していただきたい。	【参考とする意見】 市として守るべき環境を保全しつつ、適正な導入を進めます。
5	全般	条例の制定は、ゼロカーボン実現の為にも良いことと理解します。 執行にあたって留意していただきたいことは、事業者に対し厳しい規制を求めることは、事業者にとっては大きな負担となり結果条例制定の目的であるゼロカーボン実現に大きな負となることにもなりかねません。 執行にあたっては、弾力的な対応に努めていただきたいと思います。	【参考とする意見】 市として守るべき環境を保全しつつ、適正な導入を進めます。
6	条例の名称	この条例案の名称だが、太陽光発電事業の様々な問題点は日本各地の行政等で指摘されており、マスコミ等で多数が報道されていることを鑑みるに、名称を「推進する条例」ではなく、内	【対応が困難な意見】 本条例は太陽光発電を規制するだけではなく、適正に導入することを推進する条例としています。

		容が仮に全く変わらないとしても「規制する条例」に変更するべきである。	
7	条例の名称	条例の名称を「太陽光発電事業を推進する条例」とするのは、売電業者との癒着を連想させるため、やめるべきである。太陽光発電事業規制条例とすべきである。	【対応が困難な意見】 本条例は太陽光発電を規制するだけではなく、適正に導入することを推進する条例としています。
8	太陽光パネルの廃棄	太陽光パネルは寿命が短く、2040年には太陽光パネルの廃棄ごみが大量に出るのではないかとされています。パネルに含まれる有害物質の情報が廃棄物処理業者に伝わっていないために、適切な処分が行われていないケースが見られ、不法投棄などされては環境も汚染するばかりです。	【趣旨同一の意見】 太陽光パネルは、今後大量に廃棄されることが見込まれており、不法投棄等が懸念されているところと認識しています。 本条例でも適正な処理が行われるように、定期報告により毎年度事業者に求めることとします。
9	太陽光パネルの製造国	中国は太陽光発電に必要な主要要素の世界の生産能力の8割超を占める。 そのうち多結晶シリコンは、かねて人権抑圧・強制労働問題が指摘されてきた新疆（しんきょう）ウイグル自治区だけで世界全体の4割を生産していると言います。 日本人が使うエネルギーのために他国の人が強制労働させられるという事実を知ったら本当に太陽光が必要かどうか？疑問です。	【その他の意見】 ご意見として承ります。
10	森林への設置について	森の役割は計り知れないです。森の葉っぱが洪水を防いでいるのではないかと研究発表もありました。また土からセシウムを吸い上げ循環しながら放射能が少なくなっていることもわかってきました。長野県や松本も緑豊かであることが観光の売りでもあると思います。環境都市としてもアピールできると思います。そのために条例はとても大切です。乱雑に木を切らないように、お金儲けのためだけに土地を手放すことのないようにしてほしいと思います。未来の子どもたちのためにも条例で森を守って下さい。	【趣旨同一の意見】 実現計画において、森林はCO2の吸収源として重要であると位置付けられていることから、保安林及び地域森林計画対象森林区域を禁止区域としています。

(2) 骨子（案）の内容に関する意見

11	2 用語の定義	<p>条例骨子案の「2用語の定義（3）」では近隣住民等を事業区域境界から50メートルの区域に関係する者とし、「8住民への説明」では事業者にとって説明会や協議の対象をこの範囲の方々に限っています。一方で「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」では、関係住民の居住範囲を区切っていません。市条例があることで、事業区域境界から50メートルの外側に関係する者が、事業に対して合理的な意見を有している場合、その住民説明会や協議の対象から排除されることはあってはならないと考えます。そのような事態が生じないように、条例において策を講じてください。</p>	<p>【参考とする意見】</p> <p>50メートルを境に反射光及び騒音の苦情が少なくなることが環境省の調査結果で出ていることから、50メートルで区域を区切っています。</p> <p>なお、本条例では50メートルの外側であっても、事業区域の境界から50メートル以内の町会区域に居住していれば近隣住民等の定義に当てはまります。</p> <p>また、新たに設定する抑制区域内で事業を行う場合、近隣住民等以外からの意見に対しても協議を行うこととします。</p>
12	5 用語の定義	<p>条例骨子案 2（3）であるが、利害関係を有する近隣住民について、事業区域の境界からわずか50メートルの区域の住民等としていることが問題である。ほかの市町村でも数百メートルの区域としている事例もあり、まちまちであるが、松本市が市街地と農村地があり、近隣概念も異なることを留意して再検討されるべきである。</p>	<p>【参考とする意見】</p> <p>本条例では50メートルの外側であっても、事業区域の境界から50メートル以内の町会区域に居住していれば近隣住民等の定義に当てはまります。</p>
13	3 市の責務	<p>市の責務の項について以下を追加する。</p> <p>なお、問題発生時には、業者と共にその全責任を負う。</p>	<p>【対応が困難な意見】</p> <p>発電事業で発生した問題については、発電事業者がその責を負うべきであり、市はその責任を業者に全うさせるよう指導することとします。</p>
14	4 事業者の責務	<p>4 事業者の責務 の項について以下を改定・追加する。</p> <p>現在の項を（1）とし、以下を追加。</p> <p>（2）近隣住民等からの質問・疑義に対する回答・協議説明会を開き、証拠に基づく文書をもって答え協議する責務を負う。</p> <p>（3）事業計画に基づく工事開始の少なくとも1か月前までに、近隣住民の同意を文書で受ける責務を負う。</p> <p>（4）使用する全設備等の生産国、生産地域等を証拠と共にカントリー</p>	<p>【参考とする意見】</p> <p>近隣住民等への説明会の開催などは、「8 住民への説明」及び施行規則に規定することとしています。</p> <p>なお、同意は事業者の過重な負担になることから、義務付けないこととします。また、生産国とその地域まで求める考えはありません。</p>

		オリジン一覧表で開示する責務を負う。	
15	5 近隣住民等の責務	<p>設置された太陽光発電施設により近隣住民等の法律上保護された利益が侵害された場合、近隣住民等は事業者に対して損害賠償や施設の撤去等を請求する権利を有する。この権利を条例によって奪うことは憲法32条（裁判を受ける権利）に反して無効な規定であることから、この項目は単に市民に対し、市や事業者に文句を言うなどという希望を表明するものにすぎず、いかなる法的効力も有しないものであり、市民の正当な権利を侵害する可能性がある。また、太陽光発電事業を受け入れて義務付けることになり、地方行政の権限の逸脱であり、違法違憲の疑いがある。そのため、骨子案5(2)は削除すべきである（ほか、同様の趣旨の意見が5件）</p>	<p>【反映する意見】</p> <p>「正当な理由」については、設置事業者が義務付けている近隣住民等への説明会に、近隣住民等が意図的に参加しない、理由なく設置事業者が協議すらできないように拒否するといった事例を防ぐことを目的としたものです。</p> <p>上記目的について、5(1)の規定で読み取ることも可能であることから、5(2)を削除することとします。</p>
16	5 近隣住民等の責務	<p>補償を求める意味合いを持つ意見、また金銭面を含めた要求を暗に求めている意見等は、適正な促進に反することになり、このようなことがまかり通ることになると、これから事業計画を持つ人にとっては、事業者等に大きな負担を負わせることとなり、また松本市の掲げるゼロカーボン実現に支障をきたすこととなります。</p> <p>正当な理由として、具体的に規則で列記してもらうか、又は「近隣住民等は、事業者に対し補償的な経済的負担を求める意見をしてはならない」ことを記してもらうか、このことにより住民等と事業者が条例に沿った話し合いができていくものと解します。</p>	<p>【参考とする意見】</p> <p>近隣住民等が、補償的な経済的負担を求める権利を排除することは想定しておりません。</p> <p>「正当な理由」については、設置事業者が義務付けている近隣住民等への説明会に、近隣住民等が意図的に参加しない、理由なく設置事業者が協議すらできないように拒否するといった事例を防ぐことを目的としたものです。</p> <p>上記目的について、5(1)の規定で読み取ることも可能であることから、5(2)を削除することとします。</p>
17	6 禁止区域	<p>農地保全と言うことで、ソーラーシェアリングが禁止されないか心配です。</p> <p>農地は陽当たりが良い。 農地(水田)は水はけが良い。 最近暑すぎるのでやや日陰が良い。 等々、ソーラーシェアリングは効果が高いと思います。</p>	<p>【趣旨同一の意見】</p> <p>現状の案においても、ソーラーシェアリングを禁止にすることは考えていません。</p>

18	6 禁止区域	<p>条例骨子案「6（1）」の括弧中に「国又は地方公共団体が設置する場合を除く」との記載について、具体的な事例を想定しがたいので、具体的な事例を示してください。また条例骨子案「25」との関係を示してください。</p>	<p>【その他の意見】</p> <p>国又は地方公共団体が、禁止区域内にある自らの所有する公共用地に野立ての太陽光発電を設置することを想定した規定です。</p> <p>「25 国等の特例」は、禁止区域以外の場所で野立ての太陽光発電を設置することを想定した規定です。</p>
19	6 禁止区域	<p>「禁止」という最も強い規制を一律にかけることは憲法29条1項で定めた財産権の過剰な侵害と解釈されてしまう可能性があり、慎重にその区域を設定する必要があります。この観点から、土砂災害警戒区域、地域森林計画対象森林、水道水源保全地区、水資源保全地域、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別地区、生息地等保護区、文化財・史跡・名勝・天然記念物等の区域を禁止区域に設定する場合、及び国立公園、国定公園、長野県立自然公園を地種区分にかかわらず禁止区域に設定する場合、その立法事実を示してください。（ほか、同様の趣旨の意見が2件）</p>	<p>【反映する意見】</p> <p>指摘されている比例原則に反するおそれのある区域については、新たに「設置しないことを求める区域（抑制区域）」を設けることとします。ただし、地域森林計画対象森林区域については、太陽光発電設置の際、分割申請を行うことで現行法をすり抜けるおそれがあることから、市条例にて禁止区域とすることとします。</p> <p>また、文化財・史跡・名勝・天然記念物等の区域は一定の価値が認められているものであり、太陽光発電の設置により公益性を害することを防ぐために禁止区域とすることとします。</p>
20	6 禁止区域	<p>禁止区域の規制手法については、比例原則の考え方から逸脱することのないよう、規制手段を設定してください。</p>	<p>【反映する意見】</p> <p>比例原則に反するおそれのある区域については、新たに「設置しないことを求める区域（抑制区域）」を設けることとします。</p>
21	7 事前申請	<p>7 事前申請（2）の項に以下を追加する。</p> <p>オ 使用する設備等の生産国とその地域の一覧表を添付</p>	<p>【対応が困難な意見】</p> <p>生産国とその地域まで求める考えはありませんが、太陽光発電設備の構造は廃棄の際に必要な情報であり、適正処理が行われるようにその他必要な情報の把握についても検討します。</p>
22	7 事前申請	<p>【施行規則で規定】に以下の（12）項を追加する。</p> <p>（12）事業に使用する設備等の生産国とその地域の一覧表（予定の耐用使用年数も各々に明記）</p>	<p>【対応が困難な意見】</p> <p>生産国とその地域まで求める考えはありませんが、太陽光発電設備の構造は廃棄の際に必要な情報であり、適正処理が行われるようにその他必要な情</p>

			報の把握についても検討します。
23	8 住民への説明	<p>【施行規則で規定】に以下の(7)項を追加する。</p> <p>(7) 各設備の生産国と地域・地区と耐用年数を一覧表にて配布説明</p>	<p>【対応が困難な意見】</p> <p>生産国とその地域まで求める考えはありませんが、太陽光発電設備の構造は廃棄の際に必要な情報であり、適正処理が行われるようにその他必要な情報の把握についても検討します。</p>
24	8 住民への説明	<p>2ページの「ポイント2」において、「他自治体の条例とは異なり、近隣住民の同意や協定の締結までは求めない」とありますが、仮に住民説明会の結果、住民から発せられた意見に基づく対応を遵守するため、事業者と住民が協定を締結することは、民と民との間の約束として発電事業では一般によく行われることです。協定を市が「求めない」と明示することによって、事業者が住民からの協定締結の要望を拒否する根拠を生じさせてしまってはならないと考えます。よって、このポイントの条例本文における書き方については、十分留意してください。</p>	<p>【参考とする意見】</p> <p>今後条例の運用の中では、条例で協定が義務化されていないことを理由に事業者が協定の締結を拒否することのないよう、事業者に対して説明する際には十分留意します。</p>
25	9 設置事業の許可	<p>カ の項に以下を追記する。</p> <p>及び、カントリーオリジン（製造国と地域・地区）と耐用年数</p>	<p>【対応が困難な意見】</p> <p>生産国とその地域まで求める考えはありませんが、太陽光発電設備の構造は廃棄の際に必要な情報であり、適正処理が行われるようにその他必要な情報の把握についても検討します。</p>
26	10 設置許可の基準	<p>6ページ10設置許可の基準1イ「自然環境の保全及び景観の保全のための基準に適合していること。」について</p> <p>自然環境の保全、景観の保全の基準は何を基準として適合しているのか判断できないので判断基準を施行規則等で規定してもらうことにより事業者の対応が容易になると解されます。</p>	<p>【参考とする意見】</p> <p>許可基準については、施行規則等に記載することとします。</p>
27	10 設置許可の基準	<p>6ページ10設置許可の基準(1)コ「近隣住民等への説明会、事業計画</p>	<p>【参考とする意見】</p> <p>許可基準については、施行規則等に記載することとします。</p>

		<p>の周知及び協議を適切に行っていること。」について</p> <p>「説明会を適切に行っている」とは、どの程度まで行うことが適切と解されるのか、判断ができないので判断基準を施行規則等で明記してもらうことにより事業者、住民等も理解と判断がしやすくなると解されます。</p>	
28	10 設置許可の基準	<p>5 ページ 9 設置事業の許可 3 「許可の申請があったときは、速やかに申請に係る書類を公表しなければなりません。」について</p> <p>公表する対象者の範囲、書類とはどの範囲の書類を示すのか、またどのような方法で公表していくのかを、明記してもらうことにより理解しやすくなると解されます。</p>	<p>【参考とする意見】</p> <p>許可基準については、施行規則等に記載することとします。</p>
29	19 発電事業及び許可事業の承継	<p>19 発電事業及び許可事業の承継の項の前に以下を追加する。</p> <p>発電事業者は、その事業を売却する前に、売り渡し理由・相手先業者（国籍）等詳細を文書にて売却の旨を市に申請し市長と議会の承認を得なければならない。</p>	<p>【対応が困難な意見】</p> <p>電気事業法に基づく事業の継承等は、経済産業省に提出するため、改めて市が許可する必要がないことから、市長や議会の承認は不要であると考えています。ただし、適正な管理運営を継続するため、事業譲渡先等の情報について報告を求めることとしています。</p>
30	20 報告の徴収及び立入検査	<p>20 報告の徴収及び立入検査の項を以下のように変更。</p> <p>市長は、定期的に、また、必要と認められた時には緊急での、報告徴収又は立入検査をする権限を持ちます。</p>	<p>【趣旨同一意見】</p> <p>本条例の施行に必要な限度において、報告徴収又は立入検査をすることができることとしています。</p>
31	20 報告の徴収及び立入検査、21 指導及び助言、22 勧告、23 命令	<p>骨子案 20～23 で示されている監督手段は、無許可設置事業者・禁止区域に違法に設置した事業者に対しても行使できるかが明確ではないので、行使できる旨明定すべきである。</p>	<p>【反映する意見】</p> <p>いずれも行使できるように条例に明記することとします。</p>
32	24 公表	<p>骨子案では実効性確保手段としては公表のみが規定されているが、実効性確保という点から疑問が残る。県条例のように過料を科すべきである。また、無許可設置事業者・禁止区域に違法に設置した事業者に対しては罰金を科すことも考えて良いのではないか。</p>	<p>【対応が困難な意見】</p> <p>過去の他自治体の事例を踏まえると、事業者にとっては5万円程度の過料よりも公表のほうが規定が重いと考えたことから、過料の規定を設けていません。</p>